

自己改革

J A紀南の挑戦

認定農業者との協議

連載 ⑫



車座方式で意見交換する J A 役職員と認定農業者 (三栖支所)

農協法の改正や政府が進める農協改革を受け、J A紀南は2年前から管内の認定農業者との協議を進めている。農業者の所得増大に向けた取り組みや、コスト低減対策などさまざまな意見や要望が出さ

自己改革など密に意見交換

今年度は43会場・169人が参加

認定農業者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に経営改善計画を作成して

市町村から認定を受けている農業者のこと。現在、J A紀南管内では292人(法人除く)が認定されている。

平成28年4月の農協法の改正により、J Aの理事の過半数を認定農業者、あるいはJ Aが行う事業に関し実践的な能力を有する者でなければならぬことが明記された。J A紀南は省令の例外規定により、認定農業者に準ずる者を含めるとともに、女性役員の割合を15%以上とする申し合わせを決定している。

さらに自己改革の実行にあたっては、担い手をはじめとする農業者と役職員が徹底した話し合いを行うことが求められている。

これを受け、J A紀南は28

年12月に、第1回目の認定農業者との協議を開催。12会場に130人の出席のもと会議形式で協議を行ってきたが、「もっと意見が出やすいように」と2年目からは3〜5人の小グループでの車座方式に変更した。今年度も同様の形式で行い、43会場で169人と密に意見を交わした。

農業所得向上や地域農業の振興など、自己改革に取り組んでいるJ A紀南は今年度、「農業所得向上対策支援事業(1億円)」の普及と利用促進を

展開。助成金を農地の規模拡大や高品質安定生産、獣害対策等に充てる仕組みをつくった。農産物の消費拡大対策においては、新たな商品開発への一環として梅やかんきつ類のドライフルーツ加工事業に取り組み、5月から販売を開始し、新たな販路拡大につなげている。地域貢献活動としては、買い物不便地域へのAコープ移動スーパールの増車と運行エリアの拡大を図り、併せて見守り活動も行うなど、具体的な改革の実践を進めている。

3年目となる認定農業者との協議では、これらJ Aの自己改革の取り組み状況を説明したうえで、「J A紀南の最大の使命は農業者の所得増大を図り、地域農業を守るこ

と」とし、現状の営農事業の維持、拡大を進めるためには総合事業での展開が必要で、今後の収支予測を踏まえ事業収支改善を含む営農事業改革が必要との考えを伝えた。

中でも販売事業の収支改善については、今年2月から3月にかけて行った「支所再編・営農事業改革」の地区懇談会での意見を踏まえ、第5回新支所再編検討委員会で再度地区懇談会を開催し、平成31年4月1日から販売手数料の改定と施設利用料の徴収に向けて理解を求めた。

認定農業者からは、「販売手数料を上げるのであればJ Aももっと努力して販売してほしい」「結果的に農家の所得が上がるのであれば納得できる」「利用高配当がもらえるような仕組みをつくってほしい」といった意見が出された。

このほか、鳥獣害対策や資材価格に関する要望、紀菜柑の売り上げや集客の改善対策、梅干し流通の展望、J A改革の方向性など、多岐に渡ってJ Aに対する多くの意見や要望があった。

これら認定農業者からいただいた主な意見については、その場で役職員が回答したが、改めて整理し、本誌11月号で問答集として掲載する。

J A紀南は自己改革の実践を通じ農業所得の増大や地域の活性化にチャレンジしています